

議題：第28号

甲府市学校給食費徴収規則の制定について

1 制定理由

現在、本市の市立小中学校の給食費については、私会計により、各学校で徴収・管理業務を行っているが、教員等にとって大きな負担となっている。私会計下では、保護者の利便性、徴収管理業務の効率化、会計の透明性の向上が図れない等の課題が存在する。

(1) (平成31年1月25日中央教育審議会答申)

学校給食費の徴収管理は、地方公共団体が担っていくべきである。

(2) 令和元年7月に、学校給食費の徴収管理に係る教員の業務負担を軽減することを目的として、国が作成した「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」にそって、学校給食費の公会計の取り組みを2年間で移行することを推進する。

このことから学校給食費の徴収管理に係る教員の業務負担の軽減、保護者の利便性を向上させるために、学校給食費の公会計化を実施することとした。

そのため、関係する規則の制定を行う。

2 規則の内容

公会計化に伴い学校において実施する給食に係る学校給食費の徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。

3 施行日

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議題：第28号

甲府市学校給食費徴収規則をここに公布する。

令和3年 月 日

甲府市教育委員会
教育長

甲府市教育委員会規則第 号

甲府市学校給食費徴収規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校（甲府市市立学校設置条例（昭和39年4月条例第24号）に定める小学校及び中学校をいう。以下同じ。）において実施する給食（以下「学校給食」という。）に係る学校給食費（学校給食に要する経費のうち、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第1項に規定する経費その他市が負担する経費以外の経費をいう。以下同じ。）の徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、学校教育法（昭和22年法律第26号）で使用する用語の例による。

(学校給食の申込み)

第3条 学校給食を受けようとする学齢児童又は学齢生徒（以下「児童等」という。）の保護者及び児童等を除く学校給食を受けようとする者（以下これらを「納付義務者」という。）は、甲府市学校給食申込書及び学校給食費等口座振替依頼書兼解約・変更届（第1号様式）により市に対して申込みをしなければならない。

2 前項の規定による申込みは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める機関等を経由して行うものとする。

(1) 納付義務者が口座振替による納付を希望する場合 指定金融機関等（市の指

議題：第28号

定金融機関及び収納代理金融機関をいう。)

- (2) (1)以外の場合 納付義務者の児童等が在学し、又は入学を予定している学校
- 3 前2項の規定は、学校給食の申込みを変更し、又は取り消そうとする場合について準用する。

(学校給食費の徴収対象者)

第4条 市は、納付義務者から学校給食費を徴収する。

(学校給食費の額)

第5条 学校給食費の日額は、別表のとおりとする。

(納付義務者への通知)

第6条 市は、別表に規定する日額に、その年度において学校給食を実施する日数を乗じて得た額（以下「納付年額」という。）を決定したときは、速やかに学校給食費納付額通知書（第2号様式）により納付義務者に通知する。

- 2 市は、納付年額が変更になった場合は変更通知書（第3号様式）により納付義務者に通知する。

(学校給食費の納付等)

第7条 納付義務者は、納付年額を5で除した額を口座振替又は納付書（甲府市財務規則（昭和62年1月規則第1号）第46条で定める納付書をいう。以下同じ。）により納付期限までに納付しなければならない。

- 2 前項の納付期限は、6月、8月、10月、12月及び翌年の2月（以下「徴収する月」という。）の末日とする。ただし、市が特に必要と認めるときは、別に納付期限を定めることができる。

- 3 市は、口座振替により学校給食費を納付する場合において、口座振替による納付がなされなかった場合は、学校給食費口座振替不能通知書（第4号様式）及び納付書を送付する。

- 4 市は、納付年額の変更等により学校給食費の過納等が生じた場合は、還付通知書（第5号様式）により通知するものとする。ただし、その還付を受けるべき者に未納の学校給食費があるときは、その還付に代えて、当該過納等をその未納の学校給食費に充当することができる。

(一括納付の取扱い)

議題：第28号

第8条 市は、納付義務者があらかじめ希望したときは、納付年額を一括して口座振替をすること（以下「全納」という。）ができる。

2 前項の規定による口座振替は、当該年度の6月末日に行うものとする。

（学校給食費の減額等）

第9条 学校給食を受ける児童等又は児童等を除く学校給食を受ける者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付年額から、別表に規定する金額に学校給食を受けなかった日数を乗じて得た額を減額する。

(1) 入院等の理由で連続して5食以上の期間、学校給食を受けないことを希望する場合において、申出をして学校給食の停止を受けたとき。

(2) 年度の途中において、学校給食を受けようとする児童等又は児童等を除く学校給食を受けようとする者として就学又は就業しなくなったとき。

(3) その他市が必要と認めたとき。

2 食物アレルギーへの対応を開始して、学校給食の献立の一部を中止する場合の学校給食費の額は、別表の範囲内で甲府市教育委員会が別に定める。

（学校給食の停止等）

第10条 納付義務者は、前条第1項第1号及び第2号の規定により学校給食の実施の停止又は再開を希望するときは、停止又は再開を希望する日から5日前（当該期間の算定については、甲府市の休日を定める条例（平成元年3月条例第13号）に規定する休日を除く）までに学校に申し出なければならない。ただし、市が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

2 学校は、前項の申出を受けた場合は、速やかに実施計画書（変更届）（第6号様式）により市に届け出なければならない。ただし、前条第1項第3号の規定により市が必要と認めた場合において、緊急に学校給食の実施を停止又は再開をする必要があるときは、この限りでない。

（食物アレルギーへの対応）

第11条 第9条第2項の食物アレルギーへの対応の開始及び解除に関する事項については、甲府市教育委員会が別に定める。

（学校給食費に相当する経費の徴収）

第12条 市は、第3条の申込みがない場合において、必要に応じて学校給食を提

議題：第 28 号

供することができる。この場合において、市は、学校給食を受けた者又はその保護者から学校給食費に相当する経費を徴収する。

2 前項の学校給食費に相当する経費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める別表の額とする。

(1) 小学校に準じた学校給食を提供したとき 小学校

(2) 中学校に準じた学校給食を提供したとき 中学校

3 第 1 項の学校給食費に相当する経費の徴収は、納入通知書（甲府市財務規則第 46 条で定める納入通知書をいう。）により行うものとする。

（支払の促し）

第 13 条 市は、第 7 条第 2 項で定める納付期限までに学校給食費を納付しなかった納付義務者に対し、地方自治法等の例により支払を促すものとする。

（委任）

第 14 条 この規則に定めるもののほか学校給食費の徴収等に関し必要な事項は、市が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 第 3 条の規定による学校給食の申込みの手続その他学校給食費の納入のために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表

区分	日額
小学校	265円
中学校	330円

(第1号様式)

《甲府市学校給食申込書及び学校給食費等口座振替依頼書 兼 解約・変更届》

〈自動払込利用申込書〉

区分 1.新規 2.解約届 3.変更届 (いずれかの番号に○印を付けてください。2,3はゆうちょ銀行を除く)

金融機関用 申込日 令和 年 月 日

私は下記対象児童・生徒(教職員等)が甲府市立学校に在学(在勤)する期間中学校給食を申し込みます。

児童生徒教職員等 住所(所在地) 学校名 学年組番 フリガナ 生年月日 氏名(事業所名) 現在学校に登録されている口座情報との変更 有・無

申込内容(いずれかの番号に○印を付けてください) 1.給食費及び学納金 2.給食費 3.学納金 4.給食申込のみ

学校給食費等を 年 月から私が指定する預貯金口座から口座振替の方法により納めたい(解約・変更したい)ので、約定を承諾のうえ依頼します。

給食費の振替方法について全納(給食費の6月振替時に1年分振替)を希望します。

金融機関等 金融機関名 金融機関コード 店コード 種別 口座番号 金融機関コード 9900 種目コード 166(新規) 払込先加入者名 甲府市会計管理者 契約種別コード 30・学校給食費 通帳記号 通帳番号 自動払込開始年月 年 月

口座振替依頼者 フリガナ 口座名義人 口座名義人住所 払込日 お届け出印 必ず押印 電話番号 [自宅・携帯]

児童手当等に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書

甲府市長殿

下記の事項について 同意します 同意しません

私は、万一、学校給食費等を滞納した場合、児童手当法第21条第1項又は第2項の規定に基づき、市長から支給を受ける児童手当等の額から、学校給食費等について、当該児童手当等の支払期日をもって支払に充てることを申し出ます。なお、申出の撤回を行わない限りにおいて、本申出に基づき、児童手当等の支払に充てるものとします。

児童手当受給者

氏名 印 児童・生徒名

住所

【承諾事項】

- 学校給食費等を滞納した場合、甲府市が私(学校給食費等納入義務者)及び同一生計世帯員の住民基本台帳記載事項や市民税課税状況等、学校給食費等の債権管理に必要な範囲において情報を調査使用することに承諾します。
学校給食費等を滞納した場合、滞納額や滞納理由、世帯状況等を把握するために、甲府市と学校が互いに知り得ている情報を共有することに承諾します。
学校が現在管理している口座情報がある場合は、情報の共有をすることに同意します。

【約定】

ゆうちょ銀行を除く

- 私が納めるべき学校給食費等の納付書が甲府市から貴金融機関に送付されたときは、私に通知することなく納付書に記載された金額を指定の預貯金口座から引き落としとして納めてください。
預貯金口座からの引き落としにあたっては、当座勘定・普通預金の規定等にかかわらず、小切手の振出または通帳及び預貯金払戻請求書等の提出はいたしません。
口座振替日は甲府市が指定する日とします。
口座振替日に指定した預貯金口座の残高が納付書に記載された金額に満たないときは、私に通知することなく当該納付書を返却されても異議ありません。
口座振替契約の有効期限は、変更・解約の届出がない限り有効とします。ただし、支払義務が消滅したものは解除されてもさしつかえありません。
この契約は、貴金融機関が必要と認めた場合または預貯金口座の残高不足等の理由により振替不能が連続した場合には解約されても異議ありません。
領収書は、預貯金通帳への記帳により省略してさしつかえありません。
支払後の学校給食費等について、過誤納金が生じた場合は、当該預貯金口座に振り込んでください。

金融機関受付印 (受付店日附印)

金融機関受付印 (受付店日附印)

(第2号様式)

年 月 日

様

甲府市長

学校給食費納付額通知書

平素より学校給食事業にご理解ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、年度学校給食費の納付額及び口座振替日又は納付期限が次のとおり決定しました。

つきましては、口座振替による納付の児童・生徒の保護者さまには、振替日の残高不足にご注意いただくとともに、口座振替以外の児童・生徒の保護者さまには、後日納付書を送付いたしますので納付期限までの納付をお願いいたします。

口座振替につきましては、納付月の前月の20日までに申請手続きがなされない場合は、納付書による納付となります。

なお、内容にご不明な点等がありましたら、恐れ入りますが問い合わせ先までご連絡ください。

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
納付額(円)						
口座振替日 又は 納付期限						

納付月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付額(円)						
口座振替日 又は 納付期限						

納付額合計(円)	
----------	--

お問い合わせ先

(第3号様式)

年 月 日

様

甲府市長

変更通知書

平素は、学校給食事業に御協力を賜り御礼申し上げます。

さて、年度学校給食費が次のとおり変更となりましたので通知いたします。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

年度	年度	学校	学校
学年	年	氏名	
変更理由			

○給食費

月	振替日 (納付期限)	変更前		変更後	
		振替金額	児童手当充当	振替金額	児童手当充当
4月		円	円	円	円
5月		円	円	円	円
6月		円	円	円	円
7月		円	円	円	円
8月		円	円	円	円
9月		円	円	円	円
10月		円	円	円	円
11月		円	円	円	円
12月		円	円	円	円
1月		円	円	円	円
2月		円	円	円	円
3月		円	円	円	円
合計		円	円	円	円
		円		円	

○給食口座

金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
口座名義人			

○児童手当充当

受給者氏名	
-------	--

お問い合わせ先

(第4号様式)

年 月 日

様

甲府市長

学校給食費口座振替不能通知書

平素は、学校給食事業にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、学校給食費について、指定された預金口座から振替納付されませんでしたので、別添の納付書により早急に納付してください。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

◎対象者氏名

学校名		学年	
児童・生徒氏名		備考	

◎金融機関名

金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
口座名義人			

お問い合わせ先

(第5号様式)

年 月 日

様

甲府市長

還付通知書

学校給食費の還付について、次のとおり通知いたします。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

対象者氏名				
科 目				
通知書番号				
学 校 学 年 ク ラ ス				
調定年月	領収日	調定金額	収入金額	還付金額

還付方法	
還付年月日	
口座情報	金融機関名 口座種別 口座番号 口座名義人

お問い合わせ先

実施計画書(変更届)

実施回数

区分	実施日		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施回数
	曜日																																	
	対象人員																																	
行事等	学年等	行事名																																
		計1																																
入院等	学年等	児童・生徒名																																
		計2																																
転出	学年等	児童・生徒名																																
		計3																																
転入	学年等	児童・生徒名																																
		計4																																
実施食数																																		

(実施食数=当初対象人員+計1+計2+計3+計4)